

口頭意見陳述の申立てをされる方へ

1 口頭意見陳述とは

審査請求書に記載した事件に関する主張を補充するために、審理員に対し、口頭で意見を述べるとともに、処分を行った課等（処分庁）に対する質問を行うことができる手続です。

2 口頭意見陳述の流れ

口頭意見陳述の流れは、原則として次のとおりです。

- (1) 審理員による審理関係人の確認
- (2) 審理員による注意事項の説明
- (3) 審査請求人による審理員に対する意見の陳述
審査請求に係る事件に関して審査請求人の状況や考え方を意見として述べるすることができます。
- (4) 審査請求人による処分庁に対する質問
審理員の許可を得たうえで、審査請求に係る事件に関して、処分庁に対する質問を行うことができます。

3 口頭意見陳述の申立て

口頭意見陳述を行うためには、審査請求人の申立てが必要です。口頭意見陳述の実施を希望される場合は、必要事項を記入した「口頭意見陳述申立書（別紙）」を提出してください。

4 口頭意見陳述の実施

審査請求人から申立てがあった場合、審理員は、期日及び場所を指定し、審査請求人と処分庁の職員を招集して行います。

5 注意事項

審理員に対する意見の陳述において、審査請求人の陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には陳述を制限することがあります（行政不服審査法第31条第4項）。

6 口頭意見陳述申立書の提出先

〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地
鳥取市役所総務部総務課

記載例

口頭意見陳述申立書

令和〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 様

審査請求人 〇〇 〇〇
(連絡先) 〇〇-〇〇〇〇

行政不服審査法第31条第1項の規定により、下記のとおり口頭による意見陳述を申し立てます。

記

- 1 審査請求の件名
令和〇年〇月〇日付け第〇号※による〇〇〇〇処分についての審査請求
※当該処分に文書番号が付されている場合は、記載をお願いします。
- 2 審査請求年月日
令和〇年〇月〇日
- 3 口頭による意見陳述を希望する日時（平日のみ）
 - ・令和〇年〇月〇日午前、午後
 - ・〇月なら〇曜日いずれかの午前中

(別紙)

口頭意見陳述申立書

年 月 日

審理員 様

審査請求人
(連絡先)

行政不服審査法第31条第1項の規定により、下記のとおり口頭による意見陳述を申し立てます。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 口頭による意見陳述を希望する日時 (平日のみ)